

平成 29 年度弘前市経営計画改訂方針

第 1 経営計画改訂のポイント

(1) 経営計画に位置付ける各施策の評価結果に基づく改訂

経営計画策定後も、依然として厳しい社会経済情勢の中で、刻々と変化する地域課題や市民のニーズに適切かつ臨機応変に対応し、経営計画を常に有効に機能させるためには、各分野の地域課題の状況や、施策の進捗状況を適切に評価・確認するとともに、その結果を踏まえ、人材・財源・情報といった政策資源を適切に配分することが重要である。

このことから、昨年度に引き続き P D C A サイクルの考え方に基づいた「経営計画マネジメントシステム」により、経営計画の進捗の評価・確認と、各施策の資源配分方針を定めるとともに、資源配分方針に基づいた見直しの結果を踏まえて、経営計画の改訂を行うこととする。

ただし、資源配分方針に基づく見直しについては、原則として単に予算や人員の増加・維持を伴うものではなく、スクラップ&ビルドや創意工夫による見直しを前提とする。

(2) 計画最終年度及び次期総合計画へ向けた見直し

今回の改訂により、計画は最終年度となることから、4年間の集大成として着実な目標の達成を目指して各施策に取り組むとともに、次期総合計画へ向けた新たな取り組みの調査・検討を実施する。

さらに、市を取り巻く経済状況を踏まえ、地域経済の活性化へ寄与する新たな施策などへ政策資源を配分し、次期総合計画に先行して取り組むこととする。

ただし、概ね目的を達成した施策や今後も期待した効果が見込まれない施策については、資源配分を抑え、平成 29 年度の早期から次期総合計画へ向けた新たな取り組みの調査・検討へ注力することとする。

(3) 弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂と地方創生の推進

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号）は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために制定されたものである。

これを受け、当市においても、「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を平成 27 年 9 月 29 日に策定（平成 28 年 4 月 6 日改訂）し、昨年度の経営計画の改訂時に、それまでの人口減少対策（笑顔ひろさき重点プロジェクト）から新たに総合戦略を経営計画の人口減少対策へと移行したところである。

よって、経営計画の改訂と連動した総合戦略の改訂を行い、地方創生に向けた取り組みを推進する。

（４）適切な評価のための指標の見直し

各施策の成果をより適切に把握することが出来る指標の設定が可能な場合は、指標の追加等による見直しを実施する。

第2 各施策の評価結果と資源配分方針について

各施策とも、別途公表する進捗の評価と資源配分方針に従い、新規事業の立案あるいは事務事業の整理統合等を含む見直しを行うとともに、財源・人材等の政策資源の配分は、その見直しの結果に基づいて適切に実施することとする。

また、今後の経営計画の改訂に向けたフローは以下のとおりである。関係する部課室等においては、以下に留意のうえ、経営計画の改訂に向けた取組みを実施すること。

《経営計画の改訂に向けたフロー》

